敷地内からの出し雪は路上駐車は禁止！



関係法令及び罰則

道路交通法第76条（道路における禁止行為）
道路に雪を出す行為は、交通の危険を生じさせるおそれがあり、**5万円以下の罰金**が科される場合があります。

道路交通法第44条（駐停車の禁止）
路上駐車は、除雪作業の妨げとなり、交通の危険を生じさせるため、**3万円以下の罰金**が科される場合があります。

雪は道路に出さず、各ご家庭の敷地内で処理してください。

除雪作業により、各ご家庭の玄関前や車庫前に寄せられた、圧雪になる前の、
人力で処理できる寄せ雪については、各ご家庭で処理いただくようお願いいたします。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

雪と共に生きる、青森の未来へ

青森市
AOMORI CITY